

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5484445号
(P5484445)

(45) 発行日 平成26年5月7日(2014.5.7)

(24) 登録日 平成26年2月28日(2014.2.28)

(51) Int. Cl.

F 1

B 6 5 D	83/04	(2006.01)	B 6 5 D	83/04	D
B 6 5 D	5/38	(2006.01)	B 6 5 D	5/38	G
B 6 5 D	85/00	(2006.01)	B 6 5 D	5/38	K
B 6 5 D	5/486	(2006.01)	B 6 5 D	5/38	D
			B 6 5 D	85/00	F

請求項の数 16 (全 11 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2011-507683 (P2011-507683)
(86) (22) 出願日	平成21年5月1日(2009.5.1)
(65) 公表番号	特表2011-519787 (P2011-519787A)
(43) 公表日	平成23年7月14日(2011.7.14)
(86) 国際出願番号	PCT/US2009/042527
(87) 国際公開番号	W02009/135128
(87) 国際公開日	平成21年11月5日(2009.11.5)
審査請求日	平成24年5月1日(2012.5.1)
(31) 優先権主張番号	61/049,546
(32) 優先日	平成20年5月1日(2008.5.1)
(33) 優先権主張国	米国 (US)

(73) 特許権者	504376810
	ミードウエストベコ・コーポレーション
	アメリカ合衆国・ヴァージニア・2321
	9-0501・リッチモンド・サウス・フ
	ィフス・ストリート・501
(74) 代理人	100108453
	弁理士 村山 靖彦
(74) 代理人	100064908
	弁理士 志賀 正武
(74) 代理人	100089037
	弁理士 渡邊 隆
(74) 代理人	100110364
	弁理士 実広 信哉

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 チャイルドレジスタント及びシニアフレンドリー機能を有する二重包装システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つのスライドカードを受容する外側スリーブであって、
 一对の対向する第1及び第2側面パネルと、
 前記第1及び第2側面パネルと間隔をあけて平行な関係にあり、前記第1及び第2側面
 パネル間に配置された区分構造体と、
 前記第1及び第2側面パネルと前記区分構造体とを相互接続する複数の折曲可能接続パ
 ネルであって、第1チャンバが前記第1側面パネルと前記区分構造体との間に画定され、
 少なくとも一方の側面パネルをスライド可能にかつロック可能に受容し、第2チャンバが
 前記第2側面パネルと前記区分構造体との間に画定され、少なくとも一方の側面パネルを
 スライド可能にかつロック可能に受容する、複数の折曲可能接続パネルと、
 前記第1及び第2チャンバそれぞれの内側に少なくとも部分的に位置付けられる一对の
 内側パネルであって、前記内側パネルそれぞれが、少なくとも一方の前記スライドカード
 を前記第1及び第2チャンバそれぞれ内においてロック位置で解放可能にロックするた
 めのスライドカードロック機構を有する、一对の内側パネルと、
 を備え、
 前記第1及び第2チャンバそれぞれが、閉鎖端と対向する開口端とを有し、
前記第1チャンバの前記開口端が、前記外側スリーブの一端に位置し、
 前記第2チャンバの前記開口端が、当該外側スリーブの他端に位置することを特徴とす
 る外側スリーブ。

10

20

【請求項 2】

前記第 1 及び第 2 側面パネルそれぞれが、一对の対向する側縁部と一对の対向する端縁部とによって画定され、

前記第 1 側面パネルの一方の前記側縁部が、少なくとも 1 つの前記折曲可能接続パネルを介して前記第 2 側面パネルの一方の前記側縁部に折曲可能に接続されることを特徴とする請求項 1 に記載の外側スリーブ。

【請求項 3】

前記第 1 チャンバにある前記内側パネルが、少なくとも 2 つの前記折曲可能接続パネルを介して前記第 1 側面パネルの他方の前記側縁部に折曲可能に接続され、

前記第 2 チャンバにある前記内側パネルが、少なくとも 2 つの前記折曲可能接続パネルを介して前記第 2 側面パネルの他方の前記側縁部に折曲可能に接続されることを特徴とする請求項 2 に記載の外側スリーブ。

【請求項 4】

前記区分構造体が、対面接触する関係で配置された一对の区分パネルを備え、

前記第 1 チャンバにある前記内側パネルが、一方の前記区分パネルをさらに介して前記第 1 側面パネルに折曲可能に接続され、

前記第 2 チャンバにある前記内側パネルが、他方の前記区分パネルをさらに介して前記第 2 側面パネルに折曲可能に接続されることを特徴とする請求項 3 に記載の外側スリーブ。

【請求項 5】

前記区分構造体が、対面接触する関係で配置された一对の区分パネルを備え、

一方の前記区分パネルと前記第 1 側面パネルとが、第 1 スリーブユニットを形成するために少なくとも 2 つの前記折曲可能接続パネルによって相互接続され、

他方の前記区分パネルと前記第 2 側面パネルとが、第 2 スリーブユニットを形成するために少なくとも 2 つの前記折曲可能接続パネルによって相互接続され、

前記第 1 及び第 2 スリーブユニットが、前記第 1 及び第 2 チャンバそれぞれを画定することを特徴とする請求項 1 に記載の外側スリーブ。

【請求項 6】

前記第 1 スリーブユニットにおける少なくとも 2 つの前記折曲可能接続パネルのうちの 1 つが、前記第 2 スリーブユニットにおける少なくとも 2 つの前記折曲可能接続パネルのうちの 1 つに折曲可能に接続され、前記第 1 及び第 2 スリーブユニットが、互いに折曲可能に接続されることを特徴とする請求項 5 に記載の外側スリーブ。

【請求項 7】

前記第 1 及び第 2 側面パネルそれぞれが、前記内側パネルそれぞれの前記スライドカードロック機構に近接して位置付けられる解放ボタンを有することを特徴とする請求項 1 に記載の外側スリーブ。

【請求項 8】

複数のスライドカードを収容するための外側スリーブを形成するブラックであって、
複数の折曲可能接続パネルと、

少なくとも 1 つの前記折曲可能接続パネルによって折曲可能に相互接続された一对の第 1 及び第 2 側面パネルと、

少なくとも 1 つの区分パネルであって、前記折曲可能接続パネルによって、前記第 1 及び第 2 側面パネルによって、及び少なくとも 1 つの当該区分パネルによって、別個の第 1 及び第 2 チャンバを画定するように当該ブラックを外側スリーブの形態に組み立てると、前記第 1 及び第 2 側面パネル間に配置される、少なくとも 1 つの区分パネルと、

当該ブラックが前記外側スリーブの形態を取ると前記第 1 及び第 2 チャンバそれぞれの内側に少なくとも部分的に位置付けられる一对の内側パネルであって、当該内側パネルそれぞれが、前記第 1 及び第 2 チャンバそれぞれ内においてロック位置にある少なくとも 1 つの前記スライドカードを解放可能にロックするためのスライドカードロック機構を有する、一对の内側パネルと、

10

20

30

40

50

を備え、

一方の前記内側パネルの前記スライドカードロック機構が、当該ブランクの対向する長手方向縁部の一方に沿う位置に位置し、

他方の前記内側パネルの前記スライドカードロック機構が、当該ブランクの対向する長手方向縁部の他方に沿う位置に位置することを特徴とするブランク。

【請求項 9】

前記第 1 及び第 2 側面パネルそれぞれが、当該ブランクが前記外側スリーブの形態を取ると前記内側パネルそれぞれの前記スライドカードロック機構に近接して位置付けられる解放ボタンを有することを特徴とする請求項 8 に記載のブランク。

【請求項 10】

前記第 1 及び第 2 側面パネルそれぞれが、一对の対向する側縁部と一对の対向する端縁部とによって画定され、

前記第 1 側面パネルの一方の前記側縁部が、少なくとも 1 つの前記折曲可能接続パネルを介して前記第 2 側面パネルの一方の前記側縁部に折曲可能に接続されることを特徴とする請求項 8 に記載のブランク。

【請求項 11】

一方の前記内側パネルが、少なくとも 2 つの前記折曲可能接続パネルを介して前記第 1 側面パネルの他方の前記側縁部に折曲可能に接続され、

他方の前記内側パネルが、少なくとも 2 つの前記折曲可能接続パネルを介して前記第 2 側面パネルの他方の前記側縁部に折曲可能に接続されることを特徴とする請求項 10 に記載のブランク。

【請求項 12】

少なくとも 1 つの前記区分パネルが、一对の区分パネルを備え、

一方の前記内側パネルが、一方の前記区分パネルをさらに介して前記第 1 側面パネルに折曲可能に接続され、

他方の前記内側パネルが、他方の前記区分パネルをさらに介して前記第 2 側面パネルに折曲可能に接続されることを特徴とする請求項 11 に記載のブランク。

【請求項 13】

少なくとも 1 つのスライドカードを受容する外側スリーブであって、

一对の対向する第 1 及び第 2 側面パネルであって、当該第 1 及び第 2 側面パネルそれぞれが、一对の対向する側縁部とそれぞれが前記側縁部間に延在する一对の対向する端縁部とによって画定される、第 1 及び第 2 側面パネルと、

前記第 1 及び第 2 側面パネルを相互接続する複数の折曲可能接続パネルであって、少なくとも 1 つのチャンバが、少なくとも 1 つの前記スライドカードをスライド可能にかつロック可能に受容するために、前記第 1 及び第 2 側面パネル間に区画され、少なくとも 1 つの当該折曲可能接続パネルが、少なくとも 1 つの前記第 1 及び第 2 側面パネルの対向する一方の前記側縁部に沿って少なくとも 1 つの前記第 1 及び第 2 側面パネルに折曲可能に接続される、複数の折曲可能接続パネルと、

少なくとも 1 つの前記チャンバの内側で少なくとも部分的に位置付けられる少なくとも 1 つの内側パネルであって、少なくとも 1 つの当該内側パネルが、少なくとも 1 つの前記チャンバ内において少なくとも 1 つの前記スライドカードを解放可能にロックするためのスライドカードロック機構を有する、少なくとも 1 つの内側パネルと、

を備え、

少なくとも 1 つの第 1 及び第 2 側面パネルが、少なくとも 1 つの前記内側パネルの前記スライドカードロック機構に近接して位置する解放ボタンを有し、

少なくとも 1 つの前記内側パネルが、少なくとも 1 つの前記第 1 及び第 2 側面パネルの一方の前記端縁部に折曲可能に接続されることを特徴とする外側スリーブ。

【請求項 14】

少なくとも 1 つの前記内側パネルが、少なくとも 1 つの前記第 1 及び第 2 側面パネルの一方の前記端縁部に直接接続されるミシン目が入れられた延長パネルによって設けられて

10

20

30

40

50

おり、

ミシン目が入れられた前記延長パネルが、当該外側スリーブの端部閉鎖構造体の少なくとも一部を形成する少なくとも1つのセクションを有することを特徴とする請求項13に記載の外側スリーブ。

【請求項15】

少なくとも1つのスライドカードを収容するための外側スリーブを形成するブランクであって、

一对の対向する第1及び第2側面パネルであって、当該第1及び第2側面パネルそれぞれが、一对の対向する側縁部とそれぞれが前記側縁部間に延在する一对の対向する端縁部とによって画定される、第1及び第2側面パネルと、

複数の折曲可能接続パネルであって、少なくとも1つの前記折曲可能接続パネルが、前記第1及び第2側面パネルを相互接続し、少なくとも1つのチャンバが、当該ブランクが前記外側スリーブを形成すると少なくとも1つの前記スライドカードをスライド可能にかつロック可能に受容するために、前記第1及び第2側面パネル間に区画され、少なくとも1つの当該折曲可能接続パネルが、少なくとも1つの前記第1及び第2側面パネルの対向する一方の前記側縁部に沿って少なくとも1つの前記第1及び第2側面パネルに折曲可能に接続される、複数の折曲可能接続パネルと、

当該ブランクが前記外側スリーブを形成すると少なくとも1つの前記チャンバの内側で少なくとも部分的に位置付けられる少なくとも1つの内側パネルであって、少なくとも1つの当該内側パネルが、少なくとも1つの前記チャンバ内において少なくとも1つの前記スライドカードを解放可能にロックするためのスライドカードロック機構を有する、少なくとも1つの内側パネルと、

を備え、

少なくとも1つの第1及び第2側面パネルが、当該ブランクが前記外側スリーブを形成すると少なくとも1つの前記内側パネルの前記スライドカードロック機構に近接して位置付けられる解放ボタンを有し、

少なくとも1つの前記内側パネルが、少なくとも1つの前記第1及び第2側面パネルの一方の前記端縁部に折曲可能に接続されることを特徴とするブランク。

【請求項16】

少なくとも1つの前記内側パネルが、ミシン目が入れられた延長パネルによって設けら

れており、

前記延長パネルが、少なくとも1つの前記第1及び第2側面パネルの一方の前記端縁部に直接接続され、

ミシン目が入れられた前記延長パネルが、当該外側スリーブの端部閉鎖構造体の少なくとも一部を形成するための少なくとも1つのセクションを有することを特徴とする請求項15に記載のブランク。

【発明の詳細な説明】

【発明の概要】

【課題を解決するための手段】

【0001】

本発明における二重用包装は、一对の内側スライドカードと外側スリーブとからなる。外側スリーブと内側スライドカードとは、例えばプラスチック、板紙、必要に応じて例えばホイルまたはポリマーフィルムなど板紙と別の折曲可能な材料との積層体のような任意の適切な材料から切り取られる。この基板の選択は、包装する必要性にしたがってなされており、したがって、FDAによって一般的に安全として認識されている(GRAS)基板材料は、本発明の範囲内にある。特定の形態において、基板は、漂白クラフト板(bleached sulfate board)、無地無漂白クラフト板(solid unbleached sulfate board)(SUS)、クレ-被覆新聞再生紙(clay-coated newsback)(CCNB)または好ましくは約0.008インチ(0.20mm)から約0.050インチ(1.3mm)までの厚さの範囲にある基板のような任意の適切な板紙基板のシートから選択される。例えば、板紙は、

10

20

30

40

50

澱粉または粘着剤との塗装粘土(coating clay)、炭酸カルシウム及びノもしくは二酸化チタンまたはこれら材料のさまざまな組み合わせから選択された無機顔料の流動混合物のような被覆によって、一面がクレー被覆され(C1S)または両面がクレー被覆され(C2S)ている。一連の緻密化及び(カレンダ加工を経た)研磨は、高度な平滑性に各被覆面を仕上げ、被覆面を優れた品質の画像印刷に適するようにさせる。

【0002】

第1形態において、外側スリーブは、一对の側面パネルと、包装の幅広面を形成する内側区分パネルと、を有し、これら側面パネル及び内側区分パネルは、複数の折曲可能接続パネルによって動作可能に接続されている。外側スリーブの構成は、それぞれが個別の内側スライドカードに適合する2つのチャンバを形成する。各側面パネルは、スライドカードロック機構を有する一方で、擬似底部を外側スリーブに設ける一对の延長パネルは、解放機構を有する。スライドカードロック機構は、側面パネルに位置する解放ボタンの形態をなしている一方、スライドカードロック手段は、延長パネル内の内側スライドカードの延長部と係合するためのノードを有する切取領域からなる。

10

【0003】

基板材料の選択に応じて、スリーブの不浸透性を改善する別の手段は、ブランクの一面または両面の少なくとも一部をポリマーフィルムで積層することを含む。このように、パッケージの外側は、引き裂きに対するさらなる耐性を有する。状況に応じて、この積層は、スリーブブランクの全面にわたって延在しなくてもよい。例えば、引き裂けやすい領域のみが積層を必要としてもよい。適切な積層材料は、例えば、高密度ポリエチレン(HDPE)ポリオレフィンのような2軸配向のもしくは交差積層のポリマーフィルム、例えばMylar(商標)などのポリエステル、またはこれらの組み合わせから選択されてもよい。関連する形態において、引裂耐性は、例えばテープのようなポリマーフィルムの1以上のストリップをこれら領域を覆うように付けることによって、パッケージの角部及び露出している縁部のような応力点にもたらされる。一方の態様において、ポリマーフィルムは、押出成形もしくは接着型積層によって、または技術的に公知の他の適切な手段によって、主としてブランクの内面である側に付けられてもよい。この処置が引裂耐性を著しく増大させかつ外側スリーブにおいて引裂きが伝搬することを防止することは、見出された。好ましくは、全体的な積層フィルムも選択的に付けられたフィルムストリップも、パッケージの美的外観を損ねず、印刷可能なまたは他の適切な表示機能を損ねない。文字または図形情報は、技術的に従来から公知の手段にしたがって、スリーブにまたは内側スライドカードの表面に印刷されてもよい。

20

30

【0004】

パッケージの外側スリーブは、内側スライドカードに対する追加の保護を提供し、この内側スライドカードは、使用される単位用量製品を収容する。内側スライドカードは、主として内側スライドカードの折返延長部である停止機構を有し、ユーザが内側スライドカードを外側スライドカードから離間するように完全に引き出すことを防止する。

【0005】

状況に応じて、パッケージ全体の構造的な剛性を改善する他の目の端手段を組みこんでもよい。このような機能は、上述のように、スライドカードをポリマーフィルムで積層することを含み、これは、引裂耐性を改善する。

40

【図面の簡単な説明】

【0006】

【図1】第1実施形態における外側スリーブを示す平面図である。

【図2】第1実施形態におけるパッケージを示す第1の等角図である。

【図3】第1実施形態におけるパッケージを示す第2の等角図である。

【図4】第1実施形態におけるパッケージを示す第3の等角図である。

【図5】第2実施形態における外側スリーブを示す平面図である。

【図6】第2実施形態におけるパッケージを示す第1の等角図である。

【図7】第2実施形態におけるパッケージを示す第2の等角図である。

50

【図 8】第 2 実施形態におけるパッケージを示す第 3 の等角図である。

【発明を実施するための形態】

【0007】

本明細書に示されかつ記載される実施形態は、単一パッケージングソリューション (packaging solution) に単位用量を収容する複数の内側スライドカードを有する能力を付与する。このタイプの包装は、パッケージングソリューションに含まれる単位用量の数を増大させ、チャイルドセーフティ (child safety) 及びシニアフレンドリー (senior friendly) な態様を維持する一方で、単位用量を包装するのに必要な材料を十分に低減する。

【0008】

図 1 は、第 1 実施形態における外側スリーブを示す平面図である。外側スリーブは、ブランク 100 から形成されており、このブランクには、一対の側面パネル 10、20 と、内側区分パネル 30 と、一対の折曲可能接続パネル 15 と、一対の内側区分折曲可能接続パネル 25 と、第 1 の一対のミシン目が入れられた延長パネル 35 と、第 2 の一対の延長パネル 40 と、を形成するために、ミシン目が入れている。

【0009】

外側スリーブを形成するため、一方の内側区分折曲可能接続パネル 25 は、側面パネル 20 に対して直角に折り曲げられる。そして、内側区分パネル 30 は、折り曲げられた内側区分折曲可能接続パネル 25 に対して直角に折り曲げられており、内側区分パネル 30 は、側面パネル 20 と平行かつ側面パネル 20 の下方に位置する。次に、他方の内側区分折曲可能接続パネル 25 は、内側区分パネル 30 から下方に直角に折り曲げられる。続いて、側面パネル 10、20 双方に結合された折曲可能接続パネル 15 は、下方に直角に折り曲げられる。この折曲可能接続パネル 15 は、内側区分折曲可能接続パネル 25 の幅の約 2 倍である。このため、パネル 25 は、内側区分パネルが折曲可能接続パネル 15 とパネル 15 の幅のほぼ中間で垂直に交差するように下方に延在している。そして、側面パネル 10 は、直角に折り曲げられており、側面パネル 10 は、ここで、内側区分パネル 30 及び側面パネル 20 と平行かつ内側区分パネル 30 及び側面パネル 20 の下方にある。次に、他方の折曲可能接続パネル 15 は、上向きに直角に折り曲げられ、側面パネル 20 の反対側の端部に (例えば接着剤を用いて) 当接固定されており、3 次元の直方体の箱を完成する。

【0010】

第 1 の一対のミシン目が入れられた延長パネル 35 それぞれは、側面パネル 10 及び 20 それぞれの一端から延在する。ミシン目が入れられたこれら延長パネル 35 は、処置位置で堅固にスライドカードインサートを維持するように設計されたロック機構をさらに有する。ロック機構は、ノード 50 を有する延長パネル 35 内の切取領域 45 からなる。ミシン目が入れられた延長パネル 35 は、ミシン目線に沿って折り曲げられており、側面パネル 10、内側区分パネル 30 及び側面パネル 20 からなる外側スリーブの連続によって画定されるチャンバそれぞれ内に挿入されかつ固定される。挿入すると、ミシン目が入れられた延長パネルは、パッケージ全体に対する底部を形成する。ここで、ロック機構 (切取領域 45 及びノード 50) は、画定されたチャンバ内にあり、ロック機構をチャンバに挿入するとスライドカードインサートと動作可能に結合する。

【0011】

第 2 の一対の延長パネル 40 それぞれは、側面パネル 10 及び 20 それぞれの反対側の端部から延在する。これら延長パネル 40 は、切取ノッチ 55 をさらに有する。これら延長パネル 40 は、下方に折り曲げられ、側面パネル 10、20 及び内側区分パネル 30 によって画定されるチャンバの開口部に押し込まれる。これら延長パネル 40 は、チャンバ内で特定の面にシールされていない。切取ノッチ 55 は、ほぼ円形をなしており、円の半分は、側面パネル 10、20 に存在し、他方の半分は、延長パネル 40 に存在する。延長パネル 40 がチャンバの開口部に折り曲げられると、ノッチ 55 は、半円形の切取部となり、この切取部は、スライドカードインサートを十分に露出させており、ユーザは、把持してスリーブからスライドカードインサートを引き出す。これら延長パネル 40 の主目的

10

20

30

40

50

は、スライドカードインサートのための保持要素として機能することである。スライドカードインサートを外方に引くと、スライドカードインサートは、スライドカードインサートにある相反の要素が延長パネル40と係合するまで、伸張する。

【0012】

各側面パネル10、20は、解放ボタン60の形態をなす解放機構をさらに有する。スライドカードインサートを解放してスライドカードインサートを外側スリーブ内のそのチャンバから引き出すため、ユーザは、連続的に、ノッチ55を介してスライドカードインサートを一方の手で把持し、そして、彼の他方の手で解放ボタン60を押下する。解放ボタン60は、スライドカードインサートを下方に押し下げ、スライドカードを延長パネル35に位置するロック機構45、50から外す。

10

【0013】

図示しないが、画定されたチャンバの開口端は、スライドカードがアクセス可能となる前にシールを取り外すように一時的にシールされている。これは、この包装を利用する特定の市販(over-the-counter:OTC)製品の購入前にスライドカードの内容物にアクセスすることを防止する。例えば折込式閉鎖部、穿孔された引裂式パネル、セキュリティテープ付パネルなどで端部をシールしてもよい。

【0014】

図2は、第1実施形態におけるパッケージを示す第1の等角図である。この図は、完全に形成されかつ一対の内側スライドカード70、80を収容する外側スリーブを示している。解放ボタン60及びノッチ55は、側面パネル10に視認可能である。

20

【0015】

図3は、第1実施形態におけるパッケージを示す第2の等角図である。この図は、図2と同様であるが、外側スリーブから部分的に取り出された内側スライドカード70、80をさらに示している。

【0016】

図4は、第1実施形態におけるパッケージを示す第3の等角図である。この図は、図2及び図3と同様である。今度は、内側スライドカード70、80は、外側スリーブから完全に取り出されて示されており、内側スライドカードに保存されている個別の用量は、露出され、アクセス可能である。

【0017】

図5は、第2実施形態における外側スリーブを示す平面図である。この実施形態において、2つの別個の外側スリーブパッケージは、共通の折曲可能接続線570に沿って互いに結合されている。外側スリーブは、ブランク500から形成されており、このブランクには、6つのパネルを形成するためにミシン目が入れている。各外側スリーブは、共通の折曲可能接続線によって分離された3つのパネルを有しており、1組の3つのパネルは、他方の組の3つのパネルの反転鏡像である。一方の外側スリーブを形成するため、第1パネル510Aは、下方に折り曲げられて例えば接着剤を用いて第2パネル530Aの下方に固定され、パネル510Aは、形成された外側スリーブの内部に位置付けられる。側面パネル510A、520A、530Aそれぞれは、1組の折曲可能接続パネル515Aによって分離されている。折曲可能接続パネル515Aは、外側スリーブに深さ成分をもたらし、単位用量を収容する内側スライドカードを受けかつ収容するように構成された内側チャンバを形成する。

30

40

【0018】

パネル510Aは、延長パネル525Aを有しており、この延長パネルは、内側スライドカードが外側スライドカードから完全に引き出されることを防止する停止デバイスとして機能する。第3パネル520Aは、追加の延長部540Aを有しており、この延長部は、パネル520Aの中央に向けて折り曲げられてパッケージを強化する底部を形成し、これによりパッケージにさらなる不正開封防止機能を付与する。延長パネル545Aは、延長パネル540Aと重なりかつ延長パネル540Aに固定され、外側スリーブパッケージの底部を完成する。パネル510Aは、ノード555Aを有する切取領域560Aをさら

50

に有する。切取領域 560A、ノード 555A 及び解放ボタン 565A と延長パネル 525A とは、パッケージのためのロック組立体を共に形成する。ロック機構は、参照として本明細書に組み込まれる特許文献 1 に記載されたロック機構と同様に作動する。また、ブランク 500 は、切取領域 550A を有しており、この切取領域は、共に折り曲げられると、ノッチ 552A と対になるノッチを形成する。

【0019】

反対側の側面パネル 510B、520B、530B と折曲可能接続パネル 515B とは、上述のように同様の方法で折り曲げられ、第 2 外側スリーブを形成する。いったん折り曲げると、共通の折曲可能接続線 570 に沿って密接に結合された 2 つの別個の外側スリーブユニットとなる。各外側スリーブは、内側スライドカードを収容することが可能である。

10

【0020】

ロック機構 555A、560A、555B、560B は、図 1 から図 4 に関する上述のように、解放ボタン 565A、565B と連動して作動する。同様に、延長パネル 535A、535B は、外側スリーブによって区画されたチャンパ内から完全に引き出されることから内側スライドカードを保持するように機能する。

【0021】

図 6 は、第 2 実施形態におけるパッケージを示す第 1 の等角図である。この図は、互いに部分的に分離された共通の折曲可能接続線で結合された外側スリーブ双方を示している。上側の外側スリーブにおいて、側面パネル 530A は、視認可能であり、解放ボタン 565A 及びノッチ 552A を有している。また、一方の折曲可能接続パネル 515A と底部を形成する延長パネル 545A とが視認可能である。下側外側スリーブにおいて、側面パネル 520B、折曲可能接続パネル 515B 及びノッチ 552B が視認可能である。

20

【0022】

図 7 は、第 2 実施形態におけるパッケージを示す第 2 の等角図である。この図は、互いに分離していない状態で共通の折曲可能接続線 570 において結合された外側スリーブ双方を示している。上側外側スリーブにおいて、側面パネル 530A は、視認可能であり、解放ボタン 565A 及びノッチ 552A を有する。同様に、一方の折曲可能接続パネル 515A が視認可能である。下側外側スリーブにおいて、折曲可能接続パネル 515B と底部を形成する延長パネル 545B とが視認可能である。

30

【0023】

図 8 は、第 2 実施形態におけるパッケージを示す第 3 の等角図である。図 8 は、図 7 と同様であるが、図 8 は、内側スライドカード 580A、580B を示しており、この内側スライドカードは、内側スライドカード 580A、580B に収容されている単位用量が露出されかつアクセス可能となる範囲まで外側スリーブのチャンパから引き出されている。

【0024】

上記記載は、挿入されパッケージから引き出されるスライドカードに言及している。スライドカードは、一般的には、普通プリスタパックと称されるものに収容された複数の単位用量を保持している。このため、スライドカードは、もっぱらプリスタパック、基板に熱融着されたプリスタパック、基板に接着された（例えばホットメルトされた）プリスタパック、またはスロットが形成された基板に入れられたプリスタパックの形態をなす。

40

【0025】

本発明におけるパッケージは、内側スライドカードを収容する 2 つのプリスタパックに適合でき、軽量であり、不正開封防止機能を有し、シニアフレンドリーであり、耐久性があり、組み立てが容易であり、消費されるまで各単位ユニットの保護を提供し、かつ経済的であるという有利点をもたらす。さらに、本発明は、チャイルドレジスタント (child resistant) であるがユーザフレンドリーである単位用量パッケージ容器を提供し、このパッケージ容器は、さまざまな内容物を収容しかつ分配するために使用される。パッケージにおける改良した不正開封防止機能は、少なくとも部分的に、欠陥のある底部支持構造と

50

、ずらされたノッチの配置と、パッケージのスリーブ及びスライドカードの構造体において部分的にまたは完全に積層された構造材料を用いることと、に起因していると考えられる。適切には、パッケージは、例えば繰り返しの定期的な用量の処方をする市販薬の調合に使用される。本明細書で使用するように、用語「医薬品」は、所定のもしくは市販の薬もしくはサプリメント、ビタミンまたは他の薬品、またはホイル/板紙のもしくはプラスチックの構造からなるパッケージに収容することに適した他の材料を含むことを意図している。

【0026】

本発明が本明細書で詳細に発明されていないとはいえ当業者によって本開示から理解されるさまざまな他の実施形態を含むと考えられている。したがって、本開示は、上記実施例のみにまたは示された好ましい実施形態のみに限定して読むべきでない。

10

【符号の説明】

【0027】

10, 20 側面パネル, パネル、15 折曲可能接続パネル, パネル、25 内側区分折曲可能接続パネル、30 内側区分パネル、35 第1の延長パネル、40 第2の延長パネル、45, 550A, 550B, 560A, 560B 切取領域, ロック機構、50, 555A, 555B ノード, ロック機構、55, 552A, 552B 切取ノッチ, ノッチ、60, 565A, 565B 解放ボタン、70, 80, 580A, 580B 内側スライドカード、100, 500 ブランク、510A, 510B 側面パネル, 第1パネル, パネル、515A, 515B 折曲可能接続パネル、520A, 520B 側面パネル, 第3パネル、パネル、525A, 525B 延長パネル、530A, 530B 側面パネル, 第2パネル, パネル、535A, 535B 延長パネル、540A, 540B 延長パネル, 延長部、545A, 545B 延長パネル、570 折曲可能接続線

20

【図1】

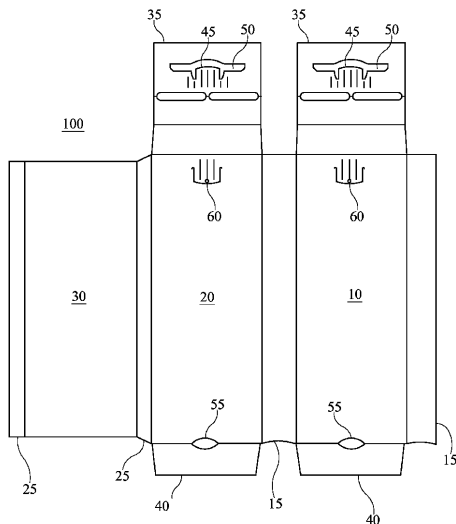


FIG. 1

【図3】

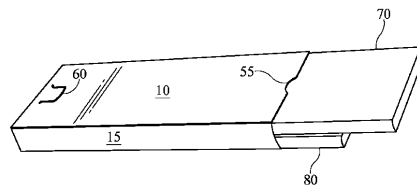


FIG. 3

【図2】

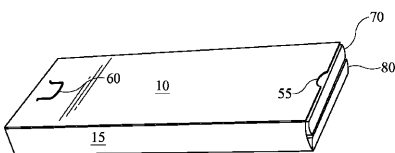


FIG. 2

【 図 4 】

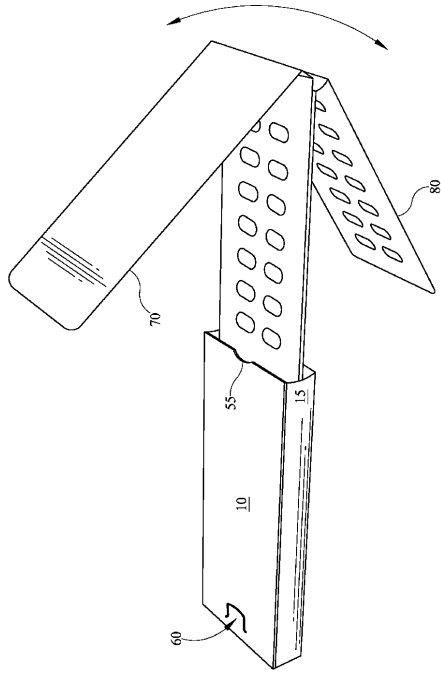


FIG. 4

【 図 5 】

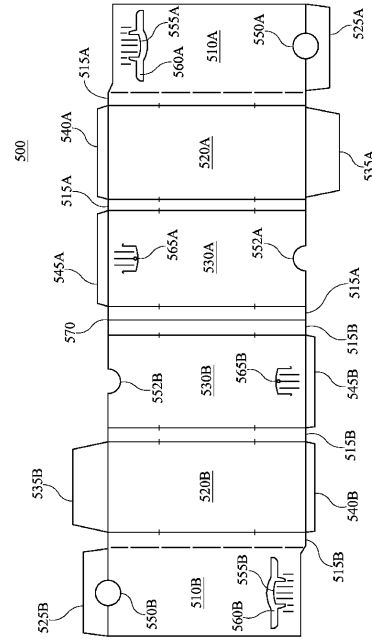


FIG. 5

【 図 6 】

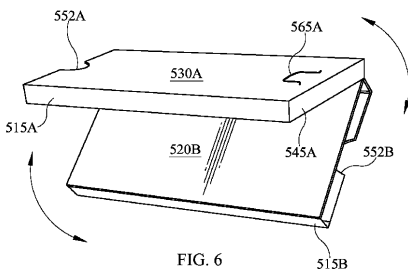


FIG. 6

【 図 7 】

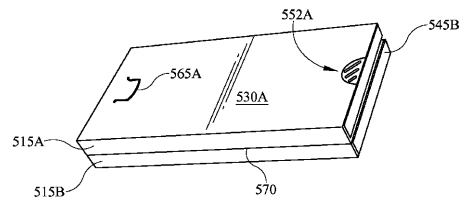


FIG. 7

【 図 8 】

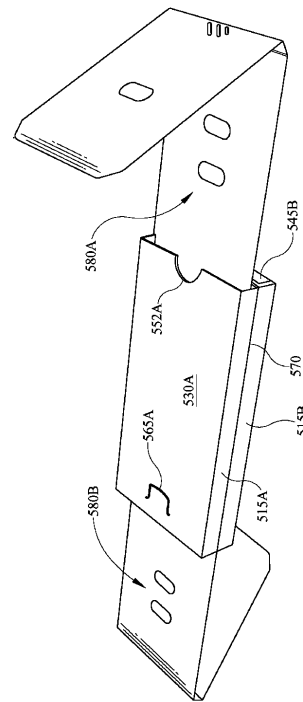


FIG. 8

フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I
B 6 5 D 5/48 F

- (72)発明者 スティーヴ・ジョーンズ
アメリカ合衆国・ノースカロライナ・27244・エロン・ページタウン・ロード・902
- (72)発明者 マーティン・ジョーンズ
アメリカ合衆国・ノースカロライナ・27253・グラハム・グリーン・ストリート・424
- (72)発明者 ロバート・ワークマン
アメリカ合衆国・ノースカロライナ・27302・メバネ・オークウッド・ストリート・7411

審査官 豊島 唯

- (56)参考文献 特開2000-085744(JP,A)
実公昭56-037930(JP,Y1)
実開昭63-177286(JP,U)
実開昭51-132329(JP,U)
実公昭46-011075(JP,Y1)
特表2007-517615(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B 6 5 D 8 3 / 0 4
B 6 5 D 5 / 3 8 - 5 / 4 8
B 6 5 D 7 7 / 0 4
B 6 5 D 8 5 / 0 0